

## 青森県教育委員会第336回臨時会会議録

1 期 日 令和7年10月22日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後1時45分

4 場 所 教育委員会室

### 5 議事目録

報告第1号 東青地区特別支援学校教室不足対応方策について

議案第1号 令和8年度青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員人事異動方針案について・・・・・・・・・・原案決定

議案第2号 令和8年度県費負担教職員人事異動方針案について・・・・・・・・原案決定

議案第3号 令和8年度県立学校職員人事異動方針案について・・・・・・・・原案決定

議案第4号 令和8年度県立高等学校及び県立中学校入学者募集人員について・・・・・・・・・・原案決定

議案第5号 令和8年度青森県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者募集人員について・・・・・・・・・・原案決定

### 6 出席者等

・出席者の氏名

風張知子（教育長）、平間恵美、新藤幸子、安田 博、松本史晴、中野博之

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

坂上教育次長、早野教育次長、高橋教育政策課長、伊藤職員福利課長、下山学校教育課長、小関教職員課長、福士学校施設課長、清川生涯学習課長、高井スポーツ健康課長、山舘文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

安田委員、松本委員

・書記

工藤奈保子、佐藤栞

## 7 議 事

### 報告第1号 東青地区特別支援学校教室不足対応方策について

(下山学校教育課長)

はじめに、「1 対応方策」についてである。

令和7年10月8日(水)教育委員会第921回定例会において報告した東青地区特別支援学校教室不足について、「当面の間、(1)青森第一高等養護学校内に、青森第二養護学校小・中学部の分教室を設置する。(2)青森第一養護学校内に、青森第一高等養護学校(肢体不自由部門)の分教室を設置する。」のとおり対応することとした。

「2 今後の予定」についてであるが、11月11日に、青森第二養護学校分教室利用希望者等の保護者説明会を青森第一高等養護学校内で開催する。

その後、令和8年2月に青森第一高等養護学校内において分教室の一日入学を行い、4月から、希望児童生徒による分教室での教育活動を開始する予定としている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については青森県教育委員会として了解した。

### 議案第1号 令和8年度青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員人事異動方針案について

(伊藤職員福利課長)

青森県教育委員会事務局及び学校を除く教育機関の職員の人事異動に当たっては、教育行政を適正かつ積極的に推進するため、職員の志気高揚を図ることはもとより、組織が活力あるものとして有効に機能しうるよう、毎年度人事異動方針を定めている。

令和8年度の人事異動方針については、法改正等の特段の状況変化がないことから、今年度の人事異動方針と同様とするものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

### 議案第2号 令和8年度県費負担教職員人事異動方針案について

(小関教職員課長)

県費負担教職員の人事異動の実施に当たっては、全県的な視野に立って、教職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期するため、毎年度、県費負担教職員人事異動方針を策定し、市町村教育委員会との緊密な連携のもと、人事異動を行っている。

令和8年度の異動方針については、市町村教育委員会連絡協議会教育長会等から意見を聴取し、検討した結果、2の実施方針の(7)の記述を改めるものである。

令和7年度の異動方針では「新規採用者の配置については、初任者研修の実施等を考慮し、必要な調整を行う。また、特別の事情がある場合のほか、努めて出身地を避ける」と

していたものである。

令和8年度の異動方針では、「また」以下の記述を削除し、新規採用者の配置の実態と合わせて、「新規採用者については、地域及び学校の教職員の配置状況や初任者研修の実施、特別の事情等を考慮し、必要な調整を行い配置する」と記述を改めるものである。

なお、この項目以外は、令和7年度と同様とするものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号については原案のとおり決定する。

### 議案第3号 令和8年度県立学校職員人事異動方針案について

(小関教職員課長)

県立学校職員の人事異動の実施に当たっては、職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期すため、毎年度、県立学校職員人事異動方針を策定し、全県的な視野に立って職員の人事異動を行っている。

令和8年度県立学校職員人事異動方針については、青森県高等学校長協会からの意見を聴取し、検討した結果、2の実施方針(7)の記述を改めるものである。

令和7年度の異動方針では、「新規採用者の配置については、特別の事情がある場合のほか、出身地を避ける」としていたところを、「学校の教職員の配置状況や特別の事情等を考慮し、配置する」に改めるものである。

なお、この項目以外、令和7年度と同様とするものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号については原案のとおり決定する。

### 議案第4号 令和8年度県立高等学校及び県立中学校入学者募集人員について

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

「1 中学校卒業生数及び高等学校進学者数等の見込み」について、令和8年3月の中学校卒業生数は、本年3月の実績に比べて127人増の9,403人と見込まれる。

次に、高等学校進学率を、これまでの実績を踏まえ96.4%と見込んだ上で、県外への転出や県内への転入等を勘案した結果、令和8年度の県内高等学校進学者数は、9,101人と見込まれ、このうち、県立全日制高等学校入学者数は、6,502人と見込まれる。

このことを踏まえ、令和8年度の募集人員については、今年度から80人減の7,055人とする。また、募集学級数は、2学級減の183学級とする。

全日制の課程の「地区別募集人員」について御説明する。

③中南地区では、弘前中央高等学校を6学級から1学級40人減じ、5学級とする。

⑥三八地区では、八戸東高等学校の普通科を5学級から1学級40人減じ、4学級とする。

それ以外の地区での増減はないものである。

定時制の課程は480人、通信制の課程は500人、八戸水産高等学校専攻科は20人、県立三本木高等学校附属中学校は66人と、いずれも今年度と同数とする。

地域校への対応について御説明する。

青森県立高等学校教育改革推進計画においては、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じる高等学校を地域校として配置し、地域校の規模・配置については、基本方針に定める基準等により対応することとしている。

2学級規模の地域校については、基本方針に定める基準等により、入学者数が40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として1学級規模とすることとしている。なお、大間高等学校については、今年度の入学者数が40人以下となったことから、令和8年度の入学者数が40人以下となった場合、原則として令和9年度に1学級規模とする。

また、1学級規模の地域校については、入学者数の割合が2年間継続して20人未満となった場合、募集停止等に向けて、当該高等学校の所在する市町村等と協議することとしている。

最後に、中学生が見通しを持って進路選択できるよう、募集人員については、翌々年度分の見込みについても公表することとしているため、令和9年度の募集人員の見込みについて参考として御説明する。

令和9年3月の中学校卒業者数は、9,154人と見込まれる。

このことを踏まえ、資料には、現段階で見込んでいる令和9年度の募集人員の増減を記載している。

なお、令和9年度における募集人員については、来年度の学校基本調査のデータ等を踏まえ決定する予定であり、中学校卒業予定者数の変動等により変更が生じる可能性がある。

それでは、地区別に御説明する。

東青地区では、青森西高等学校、浪岡高等学校の募集停止により、普通科6学級の東青地区統合校を新設する。

西北地区では、木造高等学校を4学級から1学級40人減じ、3学級とする。

上北地区では、三沢高等学校を6学級から1学級40人減じ、5学級とする。また、野辺地高等学校を2学級から1学級40人減じ、1学級とする。

下北地区では、大湊高等学校、むつ工業高等学校の募集停止により、総合学科3学級、機械科1学級、電気・エネルギー科1学級の下北地区統合校を新設する。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号については原案のとおり決定する。

## 議案第5号 令和8年度青森県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者募集人員について (下山学校教育課長)

はじめに、令和8年度の青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員は、全体で55学級295人の募集となり、7年度と比較して、学級増減なし、5人の減となるものである。

増減の内訳は、(3)の知的障害を対象とする特別支援学校高等部において、弘前第一養護学校及び七戸養護学校で、それぞれ普通学級1学級8人の増となり、青森第二養護学校で普通学級2学級16人の減、八戸高等支援学校で普通学級1学級8人の減となるもの

である。

また、（４）の肢体不自由を対象とする特別支援学校高等部において、八戸第一養護学校で、重複学級１学級３人の増となるものである。

次に、青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員についてである。県立盲学校には、高等部のほか専攻科として、修業年限３年の理療科を設置し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の資格取得に向けた、実習及び専門科目の教育を実施している。

この専攻科に係る令和８年度の募集人員は、７年度と同数の８人とするものである。

（教育長）

何か質問、意見はあるか。なければ議案第５号については原案のとおり決定する。